

消費税軽減税率対策はお済ですか？

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が導入されます。如何に対応していくべきかの対策セミナーを開催します。

セミナー内容

初めての軽減税率導入!どうなる?消費税!

- 消費税率アップと軽減税率制度導入スケジュール
- 全ての事業者が関係する軽減税率制度について
- 新制度対応のための注意点とスケジュールについて

軽減税率制度の対象事業者は

すべての事業者です

- 飲食料品の売上げ・仕入の両方がある課税事業者の方
- 飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経理）がある課税事業者の方
- 免税事業者の方

講師

税理士・中小企業診断士

和田貴美子氏

和田貴美子税理士事務所 所表

プロフィール

会計・税理面のみならず公的支援施策を通じた中小企業支援に取り組む。また他士業（弁護士・公認会計士・司法書士・中小企業診断士・社会保険労務士など）と連携し、創業支援から、株式公開を志向するベンチャー企業へのサポートを行う。

その他、商工会議所、大学、企業などにおいて研修講師もしている。



- ◎日 時 平成30年 **6月27日(水)**
 I セミナー **14:00~16:00**
 II 個別相談会 **16:00~17:00**
 (お一人の相談時間は20分程度です)

- ◎会 場 **榎原商工会議所 4階 会議室**
榎原商工会議所には専用駐車場がございませんので、お車でお越しの方は隣接する市営駐車場等(自己負担)をご利用ください。

- ◎受講料(個別相談会含む) **無料**

- ◎定 員 **50名**
 ※先着順、講座内容等の都合上 **1社2名**までとします。(定員になり次第締め切ります。)

- ◎申込方法 下記の申込書に記入の上、FAXでお申し込みください。
 ※お申込みから受講当日までの流れをご確認ください。

- ◎お問合せ **榎原商工会議所 榎原市久米町 652-2**
 TEL:0744-28-4400 FAX:0744-28-4430

- ◎申込締切 **平成30年6月25日(月)**

お申込みから受講当日までの流れ

1. 上記の申込項目にご記入の上、榎原商工会議所まで FAXにてお申込み下さい。
※原則本申込書により FAX 送信で受講の確定(受講票は発行しません)としますが、定員を超えた場合は当所よりご連絡致します。当所より連絡がない限りご来場ください。
2. 当日、会場受付にてお名前をお知らせください。
※申込に当たり本商工会議所が主催するセミナー等に過去事業当日、無連絡で2回以上欠席した場合は、受講をお断りすることがあります。
3. アンケートへのご協力をお願いします
当日、受講者の皆様へ榎原商工会議所事業についてご記入依頼を致します。

受 講 申 込 書

FAX 0744-28-4430

(フリガナ) 受講者名①	(フリガナ) 受講者名②	
事業所名	事業内容	
所在地		
T E L	F A X	
個別相談	希望あり・希望なし	相談概要

※ご記入頂いた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用するほか、参加者の実態調査・分析の為に利用することがございます。また、セミナーで写真撮影したものを当所のホームページ、広報誌「かしはら商工ニュース」において公開する場合がございます。申込内容を講師に提供いたします。

主催：榎原商工会議所 中小企業相談所

共催：公益社団法人葛城納税協会